

長泉町低入札価格調査制度実施要領の運用

(調査基準価格の設定等)

第4条第3項関係

過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合は、要領第4条第1項第1号の額に次に掲げる割合を乗じて、調査基準価格を算定する。

- (1) 大規模土工等の比較的工種が少なく単純な工事の場合は、0.8の補正値を用いて算出する。
- (2) 設備系工事等機器費の割合が高い工事で、土木工事標準積算基準書機械編、電気通信編若しくは土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する工事又は下水道工事等の施設設備工事等（営繕工事を除く）の場合は、0.6の補正値を用いて算出する。
- (3) 標識設置工事、区画線工事、すべり止舗装工事等の場合は、0.9の補正値を用いて算出する。
- (4) 建築工事の解体工事の場合は、0.8の補正値を用いて算出する。

(調査の実施)

第8条関係

当該契約の内容に適合した履行がされるか否かについて具体的に判断するために、入札執行者は入札者に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 入札価格に対する理由（様式1）
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況（様式2）
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（様式3）
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式4）
- (5) 手持資材、仮設材等の状況（様式5）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式6）
- (7) 手持機械数の状況（様式7）
- (8) 労務者の具体的供給の見通し（様式8）
- (9) 下請契約予定者（様式9）
- (10) 配置予定技術者（様式10）
- (11) 過去5年間に施行した公共工事名及び当該工事の成績（様式11）

附 則

この運用は、平成24年4月11日の告示(第32条-2号)から施行する。

附 則

この運用は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。